

## 日米地位協定の抜本的改定と続発する米軍人・ 軍属とその家族による事件・事故に関する意見書

去る1月12日午前10時前に沖縄市内で、在沖米空軍軍属の運転する車が対向車線に進入し、交通ルールを守って運転していた日本人の車に正面衝突する事故を起こした。この事故で日本人男性の若い尊い命が奪われた。また4月29日、午後6時頃、同市の住宅街の路上を歩いていた少年にナイフを突きつけ、羽交い絞めにし、携帯電話などを奪って逃げる外国人の少年5人が関与する強盗事件が発生した。沖縄県警が5月1日と4日、加害少年を特定し逮捕状をとり、米軍当局へ少年らの出頭要請をしたにもかかわらず、要請に応じるまでには長時間を要している。

戦後65年余を経た現在でも、このような事件・事故があっても米軍人・軍属が「公務中」に起こしたものであれば、日本国民が被害者であっても日本側は犯罪者を裁くことができず、また重大犯罪にいたらない事件・事故でも、主権国家らしい警察権の行使ができないなど治外法権的な特権を認めている。これが日米地位協定の現実である。

交通事故で命を奪われた被害者の母親は「親思いの息子の命を終わらせて、罪に問えないのは許せない」と悔しさと怒りをにじませる思いを語ったが、これは沖縄県民の思いそのものである。「公務中」という理由だけで、軍人・軍属やその家族というだけで治外法権的特権を許す事態が続くことを断じて許すことはできない。

よって当市議会は、日米両政府に対し日米地位協定の抜本的改定と、続発する米軍人・軍属・その家族による事件・事故に厳重に抗議するとともに、市民・県民の生命・財産・人権を守るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年5月24日

沖縄県石垣市議会